

- (3) 開札は、入札参加者またはその代理人を立ち会わせて行う。
- (4) 入札参加者は代理人をして入札させるときは、委任状（別紙様式4）を提出しなければならない。
- (5) 入札回数は初回を合わせて2回を限度とする。

14 入札の無効

事務細則第21条に定めるほか、申請書等を提出期限までに提出しなかった者、資格審査の申請において虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。

15 落札者の決定に関する事項

- (1) この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

16 契約書作成の要否および契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、別紙契約書（案）のとおりとする。

17 その他

- (1) この入札において、最低制限価格は設定しない。
- (2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
 - ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
 - イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。